

4. 補償金額・保険料

活動内容	[Aコース]	[Bコース]	[Cコース]	
	補償内容	学生教育研究 賠償責任保険 (略称「学研賠」) 正課、学校行事および その往復。 (Bコースの活動内容を含む)	インターンシップ・教職資 格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」) インターンシップ、介護体験活動、教育実 習、保育実習、ボランティア活動およびそ の往復。但し、学校が正課、学校行事およ び課外活動 ^(注) として認めた場合に限る。	医学生教育研究 賠償責任保険 (略称「医学賠」) 正課、学校行事および その往復。 (Bコースの活動内容を含む)
対人賠償	1名1事故1億円限度(※免責金額5,000円)			
対物賠償	1事故250万円限度(※免責金額5,000円)			
保険料 分担金	1年間	400円	250円	800円
	2年間	800円	500円	1,600円
	3年間	1,200円	750円	2,400円
	4年間	1,600円	1,000円	3,200円
	5年間	2,000円	1,250円	4,000円
	6年間	2,400円	1,500円	4,800円

※免責金額とは、自己負担額をいいます。

- *1. 保険始期以降に(4月1日を過ぎて)加入する場合も保険料分担金は1年間当たりそれぞれ400円、250円、800円となります。
- *2. 保険期間中の解約につきましては、原則として、年度終了に合わせて対応することとします。

(注)ここでいう「課外活動」とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下のクラブ活動をいいます。

5. 保険期間

4月1日～翌年3月31日(1年間) *複数年加入の場合は、その期間の終了する年度の3月31日まで。

●学生が上記保険始期(4月1日)の前日までに所定の保険料を添えて大学へ申し込みを行います。

補償の対象となる主な場合

(詳しくは約款によります。)

- 3に定める活動中(往復を含む。以下同様。)に、次に掲げる事故により他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、毀損もしくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。
 - ① 活動に伴い発生した偶然な事故
 - ② 活動に伴って提供した財物に起因する偶然な事故(飲食物に限りません。)
- 3に定める活動に伴って占有、使用または管理する受託物の偶然な事由による損壊、紛失または盗取(搾取を含む)により、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

補償の対象とならない主な場合

(詳しくは約款によります。)

- 被保険者の故意による事故
- 被保険者の心神喪失に起因する事故
- バイク・自動車・昇降機・航空機・船舶・車両もしくは動物の所有・使用・管理に起因する事故
- 戦争・変乱・暴動・騒擾・労働争議による事故
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償責任事故
- 地震・噴火・津波による事故
- 生産物または仕事の瑕疵に起因する当該生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- 排水・排気に起因する事故
- 自転車・バイク・自動車・航空機・船舶・車両・動物・楽器・紙幣・有価証券・美術品・設計書などその他これらに類する受託物の損壊、紛失、盗難 など

このちらしは、学研災付帯賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)の概要について説明したものです。

詳細は、本学の担当窓口(教務課)に備付の保険約款によりますが、ご不明の点については、本学の担当窓口(教務課・学生課など)までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯賠償責任保険の加入者のしおり」をご覧ください。

学研災付帯賠償責任保険は、財団法人日本国際教育支援協会と以下の保険会社との間で締結された共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては日本国際教育支援協会にご確認ください。

あいおい損害	損保ジャパン	東京海上日動
ニッセイ同和損害	日本興亜損害	三井住友海上

<保険会社が経営破綻した場合の取扱いについて>

引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返戻金の支払が一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合にはこの保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりません。詳細につきましては、引受保険会社までご照会下さい。

<個人情報の取扱いについて>

学研災付帯賠償責任保険の契約者である日本国際教育支援協会は、加入者の氏名・学籍番号・入金日等の個人情報を、日本国際教育支援協会と幹事引受会社である東京海上日動との間で行う保険事務手続のために利用します。東京海上日動は、これらの個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行および付帯サービスの提供のために利用します。これらの個人情報は、所属大学が作成した加入者名簿を日本国際教育支援協会が東京海上日動へ提出することにより提供されます。右取扱いに同意しない場合は、速やかに日本国際教育支援協会まで申し出てください。(これに同意しない場合は、学研災付帯賠償責任保険には加入できません。)なお、学研災付帯賠償責任保険における個人情報の取扱いの詳細等については、日本国際教育支援協会・東京海上日動の各ホームページを参照してください。

日本国際教育支援協会: <http://www.jees.or.jp> 東京海上日動: <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp>

2004年12月作成

1310-04-017

E14-21420(7) 05.01 改廃(部) T1